

平成30年4月10日

懲戒処分等の公表について

原子力規制委員会において行った懲戒処分等について、人事院の「懲戒処分の公表指針」を踏まえ、以下のとおり公表します。

今後、業務管理及び職員教育を徹底してまいります。

- 1. 被処分者及び処分等(所属は行為当時)
- (1)被処分者

係員級 原子力規制部

- 国家公務員法に基づく懲戒処分:減給3月(1/10)
- (2)管理監督者

原子力規制部安全規制管理官(再処理・加工・使用担当)(平成29年6月まで)

・原子力規制委員会の内規に基づく監督上の措置:口頭厳重注意

原子力規制部安全規制管理官(研究炉等審査担当)(平成29年7月から)

- ・原子力規制委員会の内規に基づく監督上の措置:口頭厳重注意
- (3) 監督責任者

原子力規制庁長官

- ・原子力規制委員会の内規に基づく監督上の措置:口頭注意
- 2. 処分日

平成30年4月10日

3. 処分の理由

被処分者は、申請者から提出された「核燃料物質使用変更許可申請書」 (平成28年12月27日付け)※に関し、決裁手続中の平成29年春ごろ、決裁未 了の決裁文書を紛失したにもかかわらず、上司には決裁手続が完了し、施 行文(許可書)も発出したとの虚偽の報告を行い、決裁手続を中断したま ま放置したため、本来行われるべき変更許可手続が行われなかった。 同年8月に申請者からの問い合わせにより、内部で調査を開始したところ、文書紛失の疑いが生じ、さらに決裁完了の確認が出来なかったことから、同年10月に別の職員が改めて決裁手続を行い、同年11月20日付けで変更を許可した。

なお、許可申請書、決裁文書及び施行文(許可書)の偽造はなかった。 被処分者は紛失の発覚を防ぐため、同年8月に存在しない施行文(許可書)の架空の写しをパソコン上で作出し、同年9月に上司に見せていたが 発覚を防ぐには至らなかった。

4. 監督上の措置の理由

- (1)新旧の安全規制管理官は、監督者の立場でありながら、起案文書の紛失 を防ぐことが出来ず、施行文の未施行の事実把握が遅れたため、本来の施 行文の発出予定から5か月も遅れることとなった。
- (2) 長官は、職員を指揮監督する立場でありながら、本事案に関し、職務の 履行が不十分であった。
- ※本件申請は、本許可に記載されている廃棄容器の数等の変更を行うもの。

<問い合わせ先> 原子力規制委員会 原子力規制庁長官官房人事課 課 長 森下 泰

森 長 森 P 泰 企画官 藤澤 秀行

電話:03-5114-2104(人事課)